

川口市介護職員資格取得等支援助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に所在する介護保険事業所で働く介護職員の資格取得及び能力向上の支援を通し、介護保険事業所における人材の確保と職員の資質の向上を図ることを目的として介護職員資格取得等支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）第15条及び第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業）

第2条 助成金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「助成対象者」という。）が修了した研修等の受講料とする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、介護福祉士登録証の交付を受けている介護職員のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 申請日時点において、市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている介護保険事業所（以下「事業所」とする。）に勤務していること。

イ 申請日時点において、同号アで勤務している事業所または当該事業所を運営する法人の他の事業所（市内事業所に限る。）で3か月以上継続して勤務していること。

ウ 事業所又は事業所を運営する法人が直接雇用していること。

(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日号外厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員の新規研修または更新研修を修了している介護職員のうち、前号アからウ掲げる要件をすべて満たす者

（助成要件）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、

介護福祉士国家試験受験手数料、主任介護支援専門員新規研修受講料または介護支援専門員更新研修受講料（以下「受講料等」という。）を負担した次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 市内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている介護保険事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）

(2) 助成対象者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が、川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等であるときは、本事業の交付対象者とならない。

（対象経費）

第4条 本市ならびに他の地方公共団体、民間団体等から、同種の補助金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額を助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）とする。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で、助成対象者1人につき10,000円又は対象経費のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象者が資格を取得するために受験する実技試験及び学科試験（以下「資格試験」という。）に合格したことを証する書類（合格証書等の写し）または資格を取得または更新するために受講する研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書類（修了証明書等の写し）

(2) 就労証明書（様式第2号）

(3) 事業者が助成対象者の受講料等を負担したことを証する書類（様式第3号）
（当該事業者が申請者であり、当該事業者が受講料等を負担した助成対象者に

受講料相当額を補填した場合に限る。)

(4) 助成対象者が受講料等を支払ったことが確認できる書類（助成対象者が申請者である場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、資格試験合格日又は研修終了日の属する年度の翌年度7月初日から同年度内で別に定める日までに行わなければならない。ただし、期間内であっても、多数の申請により予算の範囲を超える場合にあっては、当該申請により予算の範囲を超えることとなった日をもって、受付を終了する。なお、受付を終了する日の申請額の合計が、予算残額を上回った場合は、同日に申請のあったもの全てを対象として抽選を行う。

(交付等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を確認し、適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、助成金を交付する。

(1) 助成対象者が第2条に規定する助成対象としての要件を満たしていること。

(2) 交付対象者が第3条に規定する助成要件を満たしていること。

(3) 交付対象者が負担した費用が第4条に規定する対象経費としての要件を満たしていること。

(4) 前条第2項に規定する範囲内で当該申請が行われていること。

2 市長は、前項の確認の結果、助成金の交付が適当でないと認めるときは、当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金を返還させるものとする。

(電子情報処理組織による書類の提出)

第9条 この要綱の規定による申請書兼請求書の提出については、電子情報処理組

織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請については、書面により行われたものとみなして、当該申請に関するこの要綱の規定を適用する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（川口市介護職員資格取得支援助成金交付要綱の廃止）

- 2 川口市介護職員資格取得支援助成金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。